

# 平成 14 年度の独立行政法人土木研究所の業務運営に関する計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 5 年間における独立行政法人土木研究所（以下「研究所」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づいた平成 14 年度の研究所の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を以下のとおり定める。

平成 15 年 2 月 14 日改正

## 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 組織運営における機動性の向上

#### 1) 機動性の高い柔軟な組織運営

機動性の高い柔軟な組織として研究領域毎に設置した研究グループ体制の下で、効率的な研究及び技術開発（以下、「研究開発」という。）を行う。特に、複数の研究グループが連携して行う重点プロジェクト研究においては、柔軟な組織制度の特色を活かし、プロジェクトリーダーの下、効率的な研究開発を推進する。

また、研究開発のニーズの変化によって研究体制の再編が必要になった場合には、柔軟に組織の見直しを行う。

#### 2) 研究開発の連携・推進体制の充実

国土交通省地方整備局等の事業実施機関や民間を含む外部研究機関との連携の強化、新技術をはじめとする研究成果の普及や円滑な知的財産権の積極的な取得・活用等のため、技術推進本部の機能の充実を図る。

## **(2) 研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充**

### **1) 研究評価の充実**

萌芽的研究を含めた基盤研究については、研究担当者による自己評価を踏まえ、土木研究所研究評価所内委員会（以下、「内部評価委員会」という。）において、15年度開始課題に対する事前評価、12年度開始課題に対する中間評価、13年度終了課題に対する事後評価を実施する。委員会における評価結果は、研究所のホームページにおいて速やかに公表する。

重点プロジェクト研究については、本年度は土木研究所研究評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）において事前、中間または事後評価を受ける課題はないが、13年度より開始した8課題について、外部評価委員会に対する中間報告会を開催する。中間報告会の結果は、研究所のホームページにおいて速やかに公表する。

### **2) 競争的資金等外部資金の活用の拡充**

科学技術振興調整費、地球環境研究総合推進費等の競争的資金については、大学や他の独立行政法人等の研究機関と共同して、学際的な研究開発課題を発掘し、積極的に要求を行う。研究開発の実施に当たっては、これら機関と密接な連携体制を確保し、効率的な推進を図る。

また、国土交通省本省及び地方整備局等からの受託研究を積極的に実施する。

### **(3) 業務運営全体の効率化**

#### **1) 情報化・電子化の推進**

13年度に構築したインターネット・イントラネット・電子メール等の情報システムを積極的に活用することにより、文書の電子化・ペーパーレス化を進め、業務の効率化を図る。

さらに、研究データベース構築の一環として、調査・試験・研究の成果概要、土木研究所刊行物目録等の検索システムをホームページ上で立ち上げ、これを運用することにより、より一層の業務の効率化を図る。

会計システムについては、会計処理がより効率的となるように基本システムを改良する。

#### **2) アウトソーシングの推進**

庁舎管理業務、研究施設の保守点検業務、清掃業務、公用車の運転業務等については、効率化の観点から引き続き業務を外部委託する。また、研究業務においても、定型的な単純業務については、積極的に外部委託を図り、効率的な研究開発に努める。

さらに、研究開発に当たり、研究所の職員が必ずしも専門としない研究分野の実験・解析等については、外部の専門家にその業務の一部を委託する、あるいは専門家を招へいするなど、限られた人員の中で効率的かつ効果的に研究開発を推進する。

### **3) 一般管理費の抑制**

一般管理費（人件費、公租公課、システム借料等の固定的経費を除く。）については、これまでの事務処理方法、維持管理方法等の見直しを行い、その削減策に基づき、13年度予算に比べて3%程度の経費を抑制する。

#### **(4) 施設、設備の効率的利用**

主な実験施設について、研究所による本年度の利用計画を速やかに策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間を公表する。なお、利用計画に変更が生じた場合には、変更内容を公表する。

また、実験施設利用希望者への情報サービスを充実するため、主要な実験施設の概要・諸元等をホームページ上で公表する。

## **2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**

### **(1) 研究開発の基本的方針**

#### **1) 土木技術の高度化及び社会資本の整備・管理に必要となる研究開発の計画的な推進**

本年度に実施する研究開発課題については、13年度に実施した内部評価委員会による評価結果、外部評価委員会による評価結果を踏まえ、研究開発の目的、範囲、目指すべき成果、研究期間、研究過程等の目標を示した実施計画書に基づき、計画的に実施する。なお、実施計画書は、社会・行政ニーズの動向等を勘案し、適宜必要な見直しを行う。

また、土木技術の現状と将来、新たな社会・行政ニーズを十分に把握した上で、15年度より新規に着手する研究開発課題を決定する。この際、内部評価委員会による評価を行う。また、必要に応じて外部評価委員会による評価を受ける。

## 2) 社会資本の整備・管理に係る社会的要請の高い課題への早急な対応

中期計画に示す重点プロジェクト研究については、[別表-1](#)に示すように、13年度より実施している8課題に本年度から開始する6課題を加え、計14課題を実施する。なお、社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる課題が新たに発生した場合には、当該課題に対応する重点プロジェクト研究を立案し、内部評価委員会による評価を行った後、外部評価委員会による評価を受けて速やかに実施する。

### (2) 他の研究機関等との連携等

#### 1) 共同研究の推進

外部の研究機関等との共同研究については、13年度新規に開始した17課題を含め、継続課題を引き続き実施していくとともに、本年度は、新たに10件程度の共同研究を開始する。

また、科学技術協力協定等に基づいて海外との共同研究を推進するため、米国、韓国等の機関と研究協力に関する実施取極等を新たに締結する。さらに、天然資源の開発利用に関する日米会議（UJNR）耐風・耐震構造専門部会合同部会等の国際会議・ワークショップを主催・共催するとともに、共同研究の相手機関に研究者を派遣する。

#### 2) 研究者の交流

研究者の交流を図るため、大学等との人事交流を実施するとともに、職員を海外の研究機関へ派遣する新たな制度を創設し、活用する。

また、交流研究員制度により民間の研究者 40 名程度を受け入れるほか、JSPS フェローシップ制度や土木研究所外国人研究者招へい規程を活用して、13 年度より継続して招へいする研究者を含め、米国等海外から 10 名程度の研究者を受け入れる。

### **(3) 技術の指導及び研究成果の普及**

#### **1) 技術の指導**

国土交通省、地方公共団体等からの依頼に対し、災害時の対応を含めた土木技術全般に係る技術指導を実施する。また、国土交通省、地方公共団体、財団法人等からの要請に基づき、技術委員会への参画及び研修等での講師を通じて助言及び指導を行う。

#### **2) 研究成果の普及**

##### **ア) 研究成果のとりまとめ方針及び迅速かつ広範な普及**

研究所の研究成果は、逐次、土木研究所報告、土木研究所資料等の刊行物としてとりまとめ、公表する。特に、13 年度に終了した研究課題及び 13 年度より開始した重点プロジェクト研究については、その成果を報告書としてとりまとめ、公表する。

研究所の研究成果は、行政による技術基準の策定に活用しうる形態でとりまとめ、国土交通省等に提供する。

土木研究所がこれまで刊行した出版物、学会誌に発表した論文、取得特許等の情報は研究所のホームページ上に掲載し、利用者の便宜を図る。

また、13年度に引き続き、土木研究所講演会、一日土研を開催して研究成果の普及を図るほか、科学技術週間（4月）、土木の日（11月）の行事の一環として一般市民を対象とした研究施設の一般公開を実施する。

#### イ) 論文発表、メディア上での情報発信等

研究所の研究成果は、論文としてとりまとめ、学会等において発表するほか、査読付き論文として関係学会誌・論文集、その他専門技術誌等に投稿する。

研究所が開発した特許、新技術等の情報については、13年度に作成した土木研究所新技術情報検索システムをホームページ上で運営し、広範に発信することにより、特許、新技術等の活用を図る。

なお、特許等の知的財産権の出願や獲得に関し、引き続き研究者をバックアップする。また、民間企業への技術移転や知的財産権の実用化を円滑に行うため、実施権の付与等に関する規定の整備や外部の専門家への委託を行う。

#### ウ) 研究成果の国際的な普及等

職員を国際道路会議等の国際会議や国際標準化機構の委員会に参加させ、研究成果の発表・討議等を通じて研究成果の国際的な普及を図る。

また、国際協力事業団の協力を得て、研修を通じて開発途上国の研究者等に指導を行うとともに、国際協力事業団の専門家派遣制度等を通じて諸外国における災害復旧を含めた各種技術調査・指導を実施し、日本の技術の普及を図る。

### 3. 予算、収支計画及び資金計画

#### (1) 予算

本年度の予算は、下記のとおりとする。

- 1) 総計 [別表-2](#)
- 2) 一般勘定 [別表-3](#)
- 3) 治水勘定 [別表-4](#)
- 4) 道路整備勘定 [別表-5](#)

#### (2) 収支計画

本年度の収支計画は、下記のとおりとする。

- 1) 総計 [別表-6](#)
- 2) 一般勘定 [別表-7](#)
- 3) 治水勘定 [別表-8](#)
- 4) 道路整備勘定 [別表-9](#)



### (3) 資金計画

本年度の資金計画は、下記のとおりとする。

- 1) 総計 [別表-10](#)
- 2) 一般勘定 [別表-11](#)
- 3) 治水勘定 [別表-12](#)
- 4) 道路整備勘定 [別表-13](#)

### 4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 900 百万円とする。

### 5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

#### (1) 施設及び設備に関する計画

本年度に実施する主な施設整備・更新及び改修は [別表-14](#)のとおりとする。

#### (2) 人事に関する計画

大学及び他の研究機関等との人事交流や公募による任期付研究員の採用を積極的に推進し、多様化する研究ニーズに即応した人材の確保を図る。